官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

目次

〔省令〕
○特定建設資材に係る分別解体等に関する省令の一部を改正する省令（国土交通三）　一
○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（国土交通・環境一）　一〇

〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一〇
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　公五
地方公共団体
公債償還（東京都区）、行旅死亡人、公示送達関係　公六
会社その他
会社決算公告　公七

省令

○国土交通省令第三号

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第十条第一項及び第二項の規定に基づき、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年二月九日

国土交通大臣　前原　誠司

特定建設資材に係る分別解体等に関する省令の一部を改正する省令

特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成十四年国土交通省令第十七号）の一部を次のように改正する。